

周南市市民参画推進事業

# 平成28年度 市民参画実施状況年次報告書

---

SHUNAN CITY ANNUAL REPORT 2016

共に。  
周南市



## はじめに

人口減少時代を迎え、地域の抱える課題が多様化・複雑化している状況の中で、持続可能で暮らしやすいまちづくりをしていくためには、自治の主体である市民の皆さんが持つ知識や経験などを、市の施策に反映させ、共に力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要です。

本市では、市民の皆さんが市政に参画するために必要な基本ルールについて、市民の皆さんとともに検討を重ね、平成19年4月に周南市市民参画条例を施行しました。

この条例に基づき、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会等の市民参画の方法を活用して、市民の皆さんからご意見等をいただきながら、様々な施策を進めています。

本年次報告書は、周南市市民参画条例第16条の規定により、市の125の課所室等に対して、平成28年度に実施した各事業の市民参画の実施状況の調査を基に作成したものです。

また、本市における市民参画の実施状況について、周南市市民参画推進審議会において審議及び評価していただき、その評価結果と併せて広く市民の皆さんに公表いたします。

このように市民参画の手続きの透明性を高めることで、まちづくりに対する市民の皆さんの関心を一層高め、より良い、より豊かな周南市のあるべき姿を市民の皆さんと市が共に考え、共に行動する地域社会を実現していきたいと考えております。

平成29年10月

周南市長 木村 健一郎

## 1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは？	1
(2) 市民参画条例における市民参画とは？	1
(3) 市民参画条例の特徴	1
(4) 市民参画条例の主な内容	2
(5) 市民参画条例の制定までの歩み	2
(6) 市民参画の対象となる施策	3
(7) 市民参画の対象としないことができる施策	4
(8) 周南市市民参画推進審議会	4

## 2 周南市市民参画実施状況の概要

(1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移	5
(2) 施策数及び実施件数の推移	5
(3) 市民参画条例条項別施策数の推移	6
(4) 市民参画の手法内識別の推移	7

## 3 市民参画の手法の解説

(1) パブリック・コメントの手法	8
(2) 市民説明会・ワークショップの手法	9
(3) 審議会等の手法	9
(4) 市の機関が適当と認める方法	10

## 4 市民参画手法別実施状況の概要

(1) パブリック・コメント実施状況の推移	11
(2) 市民説明会実施状況の推移	11
(3) ワークショップ実施状況の推移	12
(4) 審議会等実施状況の推移	12
(5) 市の機関が適当と認める手法別の推移	13

5	パブリック・コメント実施状況	14
6	市民説明会実施状況	16
7	ワークショップ実施状況	27
8	審議会等実施状況	29
9	アンケート実施状況	41
10	シンポジウム実施状況	43
11	その他の方法実施状況	44
12	人材育成に関する取り組み	47
<b>参考資料</b>		
	周南市市民参画条例	48
	周南市市民参画条例施行規則	55

## 1 周南市市民参画条例について

### (1) 市民参画条例とは？

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

### (2) 市民参画条例における市民参画とは？

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

### (3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方を軸として、条文の目新しさや制度の「先進性」とらわれることなく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本的事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列挙しており、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。



# 1 周南市市民参画条例について

## (4) 市民参画条例の主な内容

第1条では、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、将来の地域社会の構築につなげていくこと、第4条では、市民の責務として、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とした参画を定めています。

第5条では、市の機関の責務として、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映、第6条で市民参画の対象施策を定め、第7条で市民参画の方法を定めています。

## (5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例(案)」を作成しました。これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

## 制定経緯 条例制定に至るまで

- 平成17年 6月 周南市市民参画推進本部設置
- 平成17年 7月 周南市市民参画検討委員会設置  
委員:20人 (うち公募市民4人、市職員5人)



- 平成18年 5月 中間報告発表
- 平成18年 5月 条例案パブリック・コメント実施  
(5月15日~6月14日:13人53件意見提出)
- 平成18年 6月 市民参画フォーラム開催  
(条例案の説明及び質疑応答:350人参加)



- 平成18年 9月 提言書提出
- 平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置  
(各課所室等の長)
- 平成18年11月 市民参画システム部会設置
- 平成18年12月 第6回市議会において条例案可決
- 平成19年 4月 周南市市民参画条例 施行

# 1 周南市市民参画条例について

## (6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

### 対象事業 ▶ 市民参画の対象となる施策

#### 第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画のパブリック・コメント、市民説明会、審議会等が該当します。

#### 第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例制定などのパブリック・コメント、市民説明会等が該当します。

#### 第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

#### 第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

#### 第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画などのパブリック・コメント、市民説明会、審議会等が該当します。



## 第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。



第6条第3項に該当する案件は、全体の約5割を占めています。まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で市民参画の手法が活用されています。

## 第14条

市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。



こども議会をはじめとする新たな手法に取り組み、市民参画の推進をしています。また、市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度を運用しています。

## (7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの
- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

## (8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置しています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて、議論し、評価を行っています。

## 2 周南市市民参画実施状況の概要

### (1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移

周南市市民参画条例第16条の規定に基づき、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）に置かれている125の課所室等を対象に、平成28年度の市民参画実施状況を調査しました。

その結果、34の課所室等において、市民参画の取り組みがありました。平成27年度の実施状況と比較すると、1課所室等の減少となりました。（【グラフ1】参照）

### (2) 施策数及び実施件数の推移

平成28年度の市民参画に取り組んだ施策数は、58施策でした。昨年度と比較すると5施策の減少です。

市民参画を行った総実施件数は、70件で、昨年度より16件減少しました。

（【グラフ2】参照）

市が市民参画に取り組んだ施策数、総実施件数ともに減少傾向にありますが、これは市の施策数は毎年度一定ではなく、常に増減している事が要因と考えられます。

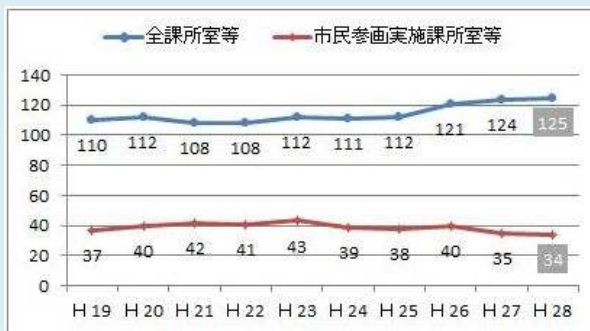
市民参画条例を制定した平成19年以降、本市の事務事業数は、減少傾向にあり、おおむねそれに連動した形で市民参画に取り組む施策数も減少傾向にあると考えられます。

事務事業数に対して市民参画を実施した施策数の割合を見ると、条例制定当時と比較して大きな変化はないと考えられます。

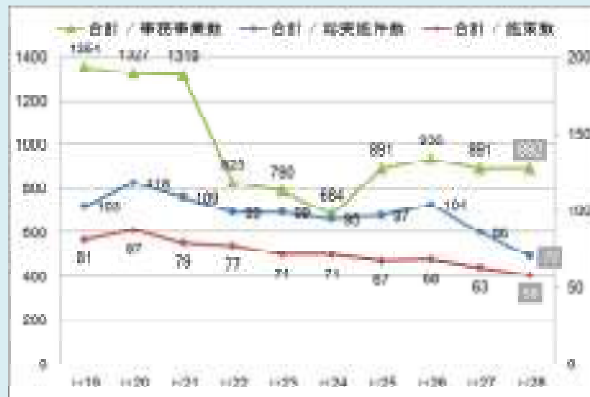
（【グラフ3】参照）

#### 現状分析 条例制定以降の実施状況

【グラフ1】 市民参画に取り組んだ課所室等の推移



【グラフ2】 市民参画実施状況の推移



**施策数** 市が市民参画に取り組んだ施策(事務事業)の総数  
**総実施件数** パブリック・コメント、ワークショップ、審議会等、  
 市が市民参画を実施した件数(施策数1件に対して複数の手法を実施した場合を含む)

## 2 周南市市民参画実施状況の概要

【グラフ3】 事務事業数に対する市民参画実施施策数 (%)の推移



### (3) 市民参画条例条項別施策数の推移

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。

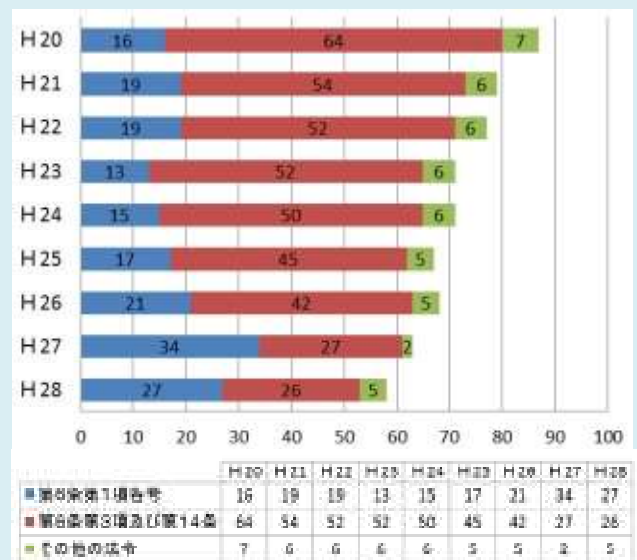
第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

その他第14条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

これらの条項別の実施状況についてまとめたものが以下のグラフになります。

全体の施策数そのものは減少しているものの第6条第3項の規定により実施した市民参画の手法を用いたものが多く、条例制定事項以外の施策についても積極的に市民参画の手法を用いている状況にあります。(【グラフ4】参照)

【グラフ4】 市民参画条例条項別施策数の推移 ①



【グラフ4】市民参画条例条項別施策数の推移 ②



## 2 周南市市民参画実施状況の概要

### (4) 市民参画の手法内識別の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めており、第1号に「パブリック・コメント」、第2号に「市民説明会」、第3号に「ワークショップ」、第4号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。

また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

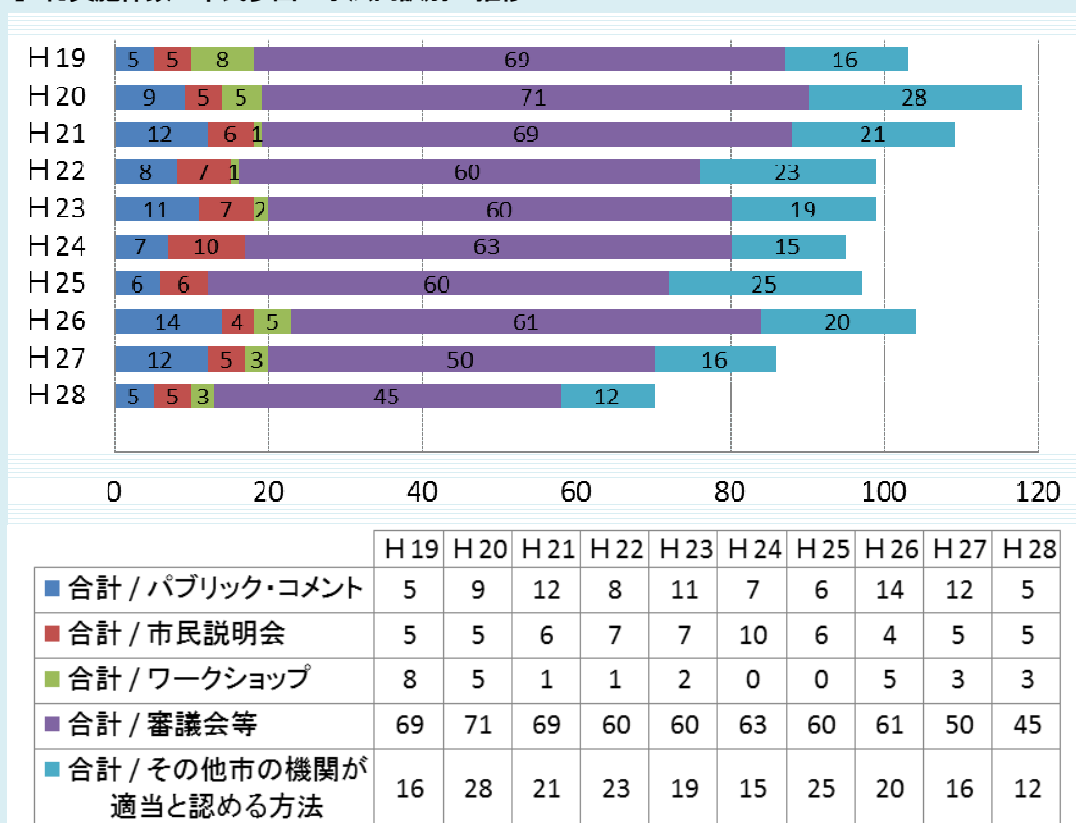
以上のことを踏まえて、平成28年度に本市が使用した市民参画の方法及びその使用件数を見てみると、1つの施策で複数の市民参画の方法を活用した施策があるため、周南市全体では58の施策で、70件（総実施件数）の市民参画の方法を活用しています。

以下のグラフでは、条例制定以降の市民参画の手法別内訳の推移を示しています。

本市の特徴として、審議会等の手法が多く用いられており、全体の約6割を占めています。

（【グラフ5】参照）

【グラフ5】 総実施件数の市民参画の手法内識別の推移



## 3 市民参画の手法の解説

### (1)パブリック・コメントの手法

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めています。

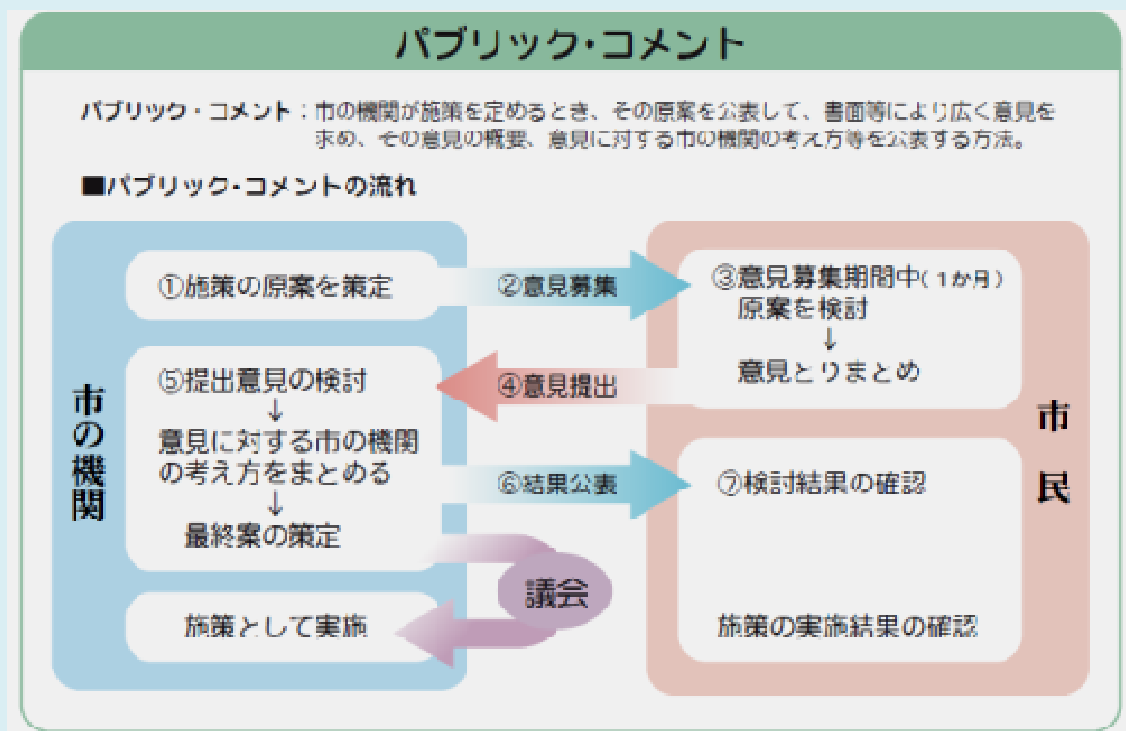
パブリック・コメントの手法は、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1か月を目安に設定されます。

意見提出方法は、書面を持参する、郵送、ファックス、電子メールなどいずれの方法でも可能ですが、意見提出をする際は、施策の案に対する意見、住所、氏名、連絡先等を記載する必要があります。

この手法は、市民の皆さんから多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。

(【図1】参照)

【図1】パブリック・コメントの手続き



### 3 市民参画の手法の解説

#### (2)市民説明会・ワークショップの手法

市民説明会の手法は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わることが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聴くことができます。

ワークショップの手法は、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法です。

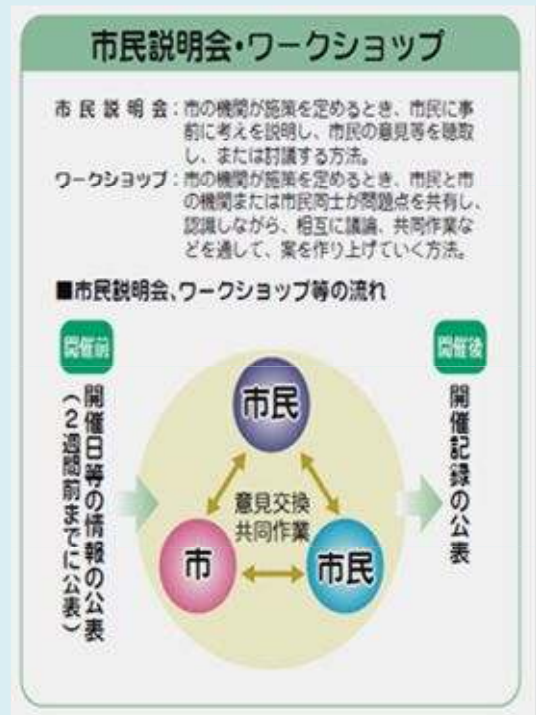
参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加体験等を通して合意形成を図るため、参加意識が高まるとともに満足度が高いものとなります。（【図2】参照）

#### (3)審議会等の手法

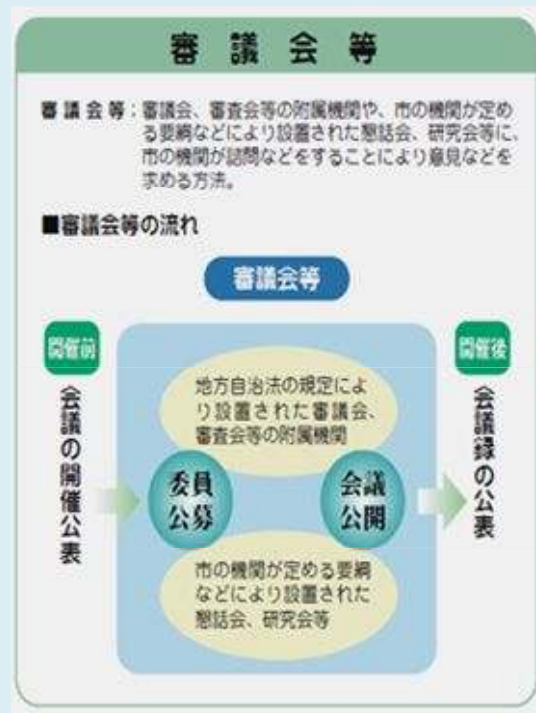
審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。

（【図3】参照）

【図2】 市民説明会、ワークショップの手続き



【図3】 審議会等の手続き



#### (4)市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

条文中には、パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等を例示列挙していますが、これらの方法以外の効果的な参画方法として、図3に掲げる方法等を適用する場合がありますと考えています。

アンケートの手法については、多種多様な価値観を持つ市民の意向(ニーズ)や物事の実態を把握・評価する手法として有効です。

また、フォーラム・シンポジウムの手法については、限られた時間の中で議論を深めるため、意見の調整や取りまとめを行うコーディネーターを立てたり、基調講演とパネルディスカッションを組み合わせたり、分科会やワークショップを組み合わせたりするなどの工夫がなされます。これらの手法は、討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。(【図3】参照)

【図3】市の機関が適当と認める方法

<b>アンケート</b>	多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法。	<b>フォーラム</b>	一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。
<b>ヒヤリング</b>	団体・グループや個人に対し聴き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法。	<b>シンポジウム</b>	一つの問題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能。数回にわたり発展的に開催していくことで意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。
<b>公聴会</b>	一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指す。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聴く形で開催される。	<b>意見・作文・アイデア等の募集</b>	テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もある。
<b>モニター</b>	公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定期間の中でヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができる。		

4 市民参画手法別実施状況の概要

(1) パブリック・コメント実施状況の推移

平成28年度の「パブリック・コメント」の実施件数は5件でした。昨年度と比較すると7件の減少となっています。（【グラフ1】参照）

意見提出者は8名、意見提出数は86件でした。昨年度と比較すると、意見提出者数が19名減少、意見提出数は143件の減少となっています。（【グラフ2】参照）

(2) 市民説明会実施状況の推移

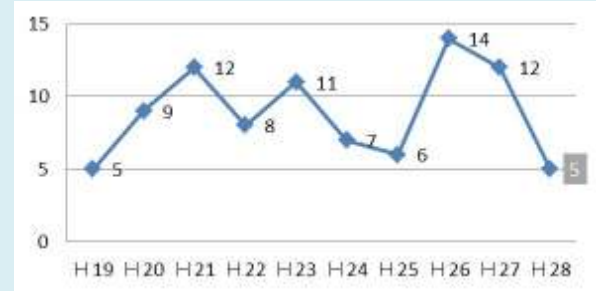
平成28年度の「市民説明会」の実施件数は5件でした。昨年度と比較して実施件数は同数ですが、開催回数は9回増の21回開催しています。（【グラフ3】参照）

平成28年度の「市民説明会」への参加者数は延べ343名でした。昨年度と比較して79名の増加です。1回あたりの平均参加者数は16名でした。（【グラフ4】参照）

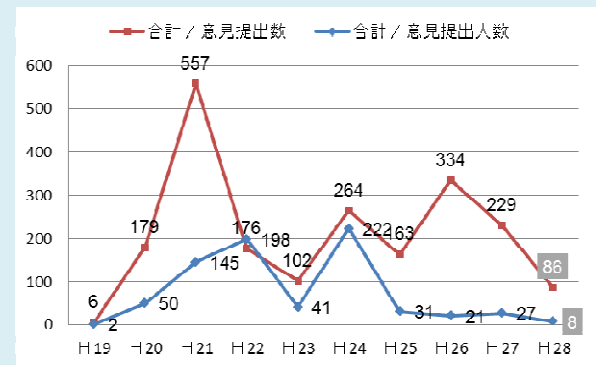
現状分析

実施状況の概要

【グラフ1】パブリック・コメント実施件数の推移

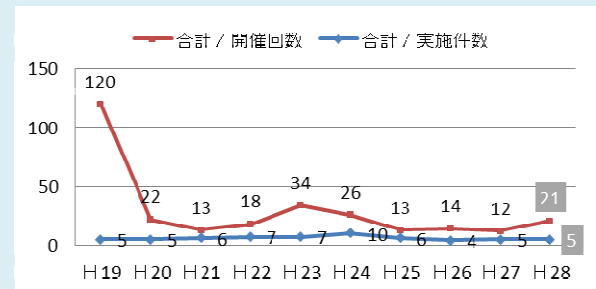


【グラフ2】パブリック・コメント意見提出状況の推移



意見提出数 パブリック・コメントに寄せられた意見の総数  
意見提出人数 パブリック・コメントに意見を提出した人数

【グラフ3】市民説明会実施状況の推移



【グラフ4】市民説明会参加者数の推移





## 4 市民参画手法別実施状況の概要

### (3) ワークショップ実施状況の推移

平成28年度の「ワークショップ」の実施件数は3件、開催回数は9回でした。昨年度と比較すると実施件数は同数ですが、開催回数は1回増となりました。(【グラフ5】参照)

平成28年度の「ワークショップ」参加者数は延べ372名でした。昨年度と比較して138名の増加です。1回あたりの平均参加者数は41名でした。(【グラフ6】参照)

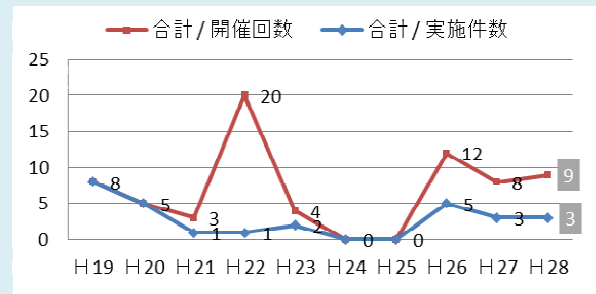
ワークショップの手法は、ファシリテーターの存在により、より効果的な合意形成を行うことが期待できます。市では、平成26年度より、庁内におけるワークショップへの理解を深めるとともに、ファシリテーションスキルを持つ職員の育成を図るための研修を積極的に実施しています。(【グラフ7】参照)

### (4) 審議会等実施状況の推移

平成28年度の「審議会等」の実施件数は45件でした。昨年度と比較すると5件減少しています。(【グラフ8】参照)

審議会等の手法は、審議会、審査会等に、市の機関が諮問などを行うことにより意見を求める方法として様々な施策で活用されており、市が実施する市民参画の手法のうち全体の約6割を占めています。

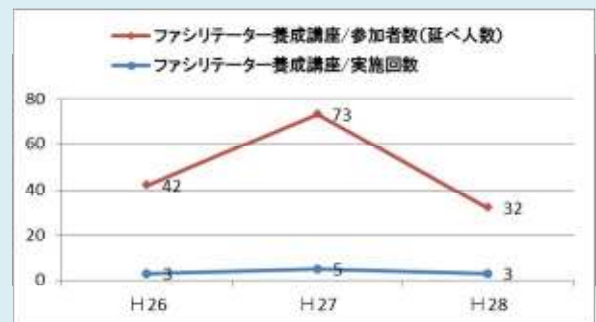
【グラフ5】 ワークショップ実施状況の推移



【グラフ6】 ワークショップ参加者数の推移

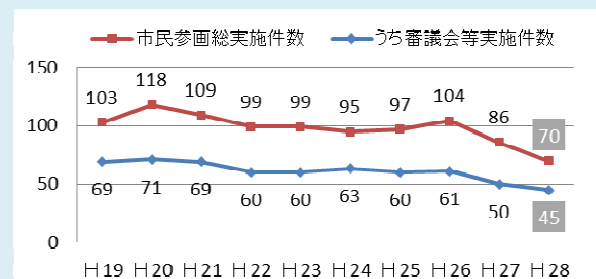


【グラフ7】 ファシリテーター養成講座開催実績



**ファシリテーター** 各種会議において、議論に対して中立的な立場で話し合いに介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう促進する役割を担う。

【グラフ8】 審議会等実施状況の推移



## 4 市民参画手法別実施状況の概要

### (5) 市の機関が適当と認める手法別の推移

周南市市民参画条例第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

本年次報告においては、第7条第5号関係として、「アンケート」、「ヒヤリング」、「フォーラム」、「シンポジウム」、「意見・作文・アイデア等の募集」及び「その他の方法」の6項目を設定し報告しています。

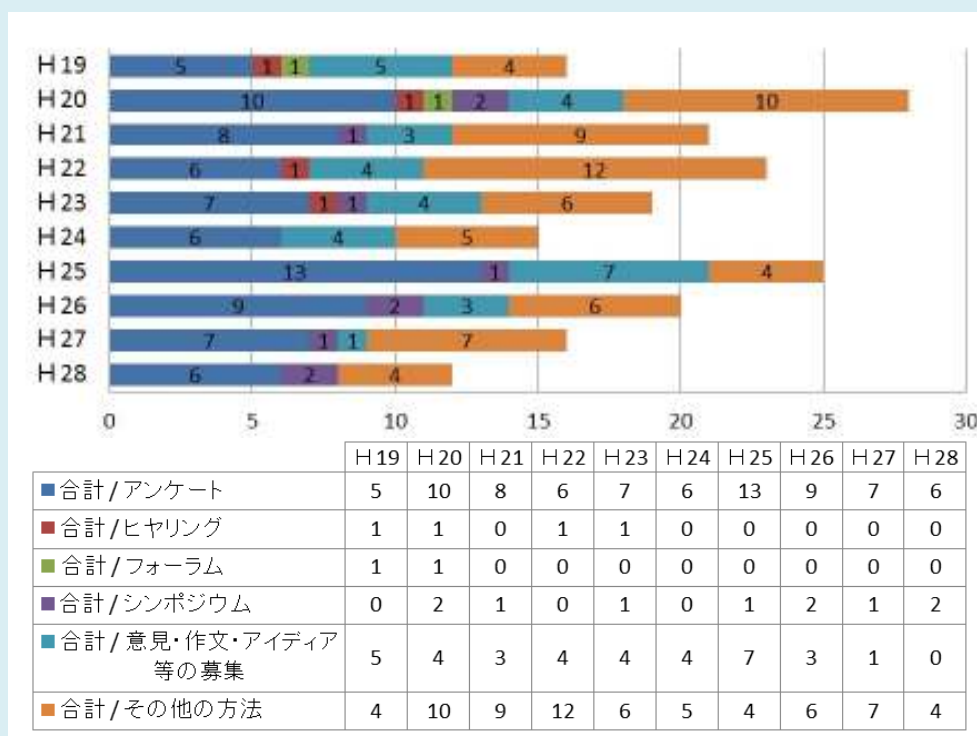
以上のことを踏まえて、平成28年度の市の機関が適当と認める手法6項目を使用した件数は12件でした。昨年度と比較して4件の減少でした。

平成28年度に最も活用されている手法は「アンケート」でした。

「ヒヤリング」、「フォーラム」、「意見・作文・アイデアの募集」の手法は実施がありませんでした。([グラフ9] 参照)

平成28年度の特徴的な取組として、市長と話し合う「共に。カフェ」を実施しています。この取組みは、市内の中学生や高校生、子育て支援グループなど、さまざまな市民を対象に、市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について市民の皆さんの意見を聞く手法です。

【グラフ9】 市の機関が適当と認める手法別の推移



## 5 パブリック・コメント実施状況

### 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)に対するパブリック・コメント

**担当部署** 農業委員会事務局

**事務事業名** 農業委員会事務費

**根拠条文** 第6条第3項

**募集期間** 平成28年 5月10日から  
平成28年 6月 9日まで

**意見提出** 1人/1件

#### 対象者

市内にお住まいの方、市内に農地を所有している方

### 第10次周南市交通安全計画に対するパブリック・コメント

**担当部署** 生活安全課

**事務事業名** 交通安全推進事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成28年11月 1日から  
平成28年11月30日まで

**意見提出** 1人/11件

#### 対象者

市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

### 周南市立地適正化計画(素案)に対するパブリック・コメント

**担当部署** 都市政策課

**事務事業名** 集約型まちづくり推進事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成28年12月26日から  
平成29年 1月26日まで

**意見提出** 4人/37件

#### 対象者

市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

### 周南市住生活基本計画(素案)に対するパブリック・コメント

**担当部署** 住宅課

**事務事業名** 住生活基本計画策定事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成29年 2月 1日から  
平成29年 2月28日まで

**意見提出** 1人/18件

#### 対象者

市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

## 5 パブリック・コメント実施状況

### 周南市空家等対策計画に対する

### パブリック・コメント

**担当部署**

生活安全課

**事務事業名**

空家・防犯関係事業費

**根拠条文**

第6条第1項第1号

**募集期間**

平成29年 2月 1日から  
平成29年 2月28日まで

**意見提出**

1人/19件

**対象者**

市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

## 古川跨線橋大規模更新事業説明会

担当部署	道路課
事務事業名	古川跨線橋整備事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	—
開催日時	平成28年 6月30日 18時30分から19時30分まで
開催場所	学び交流プラザ
対象者	富田東地区自治会長
参加者数	38人
開催の目的	市の方針や事業全般を近隣住民へ周知するため
意見等	エレベータ設置や仮設ルートに関する意見があった。

## 市道中溝線道路拡幅事業説明会

担当部署	道路課
事務事業名	中溝線整備事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	—
開催日時	平成28年 7月14日 19時から19時50分まで
開催場所	学び・交流プラザ
対象者	土地所有者・中溝線沿線自治会
参加者数	33人
開催の目的	事業実施の開始を関係者へ周知するため
意見等	具体的なスケジュールを明示すべきとの意見があった。

### 市道中溝線道路拡幅事業説明会

担当部署	道路課
事務事業名	中溝線整備事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	—
開催日時	平成28年 7月15日 14時から14時30分まで
開催場所	学び交流プラザ
対象者	土地所有者・中溝線沿線自治会
参加者数	25人
開催の目的	事業実施の開始を関係者へ周知するため
意見等	本路線だけでなく、周辺道路も整備すべきとの意見があった。

### 福川南地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 6月24日
開催日時	平成28年 7月15日 18時30分から20時まで
開催場所	福川南地区コミュニティセンター
対象者	関係自治会
参加者数	22人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	市ホームページに掲載

### 平野地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 7月20日
開催日時	平成28年 8月 5日 18時30分から20時まで
開催場所	学び・交流プラザ
対象者	関係自治会
参加者数	32人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	市ホームページに掲載

### 岐山地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 9日
開催日時	平成28年 8月25日 18時30分から20時まで
開催場所	周南市文化会館
対象者	関係自治会
参加者数	38人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	市ホームページに掲載

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 7日 18時30分から19時30分まで
開催場所	コアプラザ鹿野
対象者	市民
参加者数	2人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	なし

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 7日 18時30分から19時30分まで
開催場所	久米公民館
対象者	市民
参加者数	16人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	居住・交通等に関する意見があった。



### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 7日 18時30分から19時30分まで
開催場所	熊毛公民館
対象者	市民
参加者数	6人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	交通等に関する意見があった。

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 7日 18時30分から19時30分まで
開催場所	徳山保健センター
対象者	市民
参加者数	13人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	都市機能等に関する意見があった。

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 7日 18時30分から19時30分まで
開催場所	学び交流プラザ
対象者	市民
参加者数	19人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	居住に関する意見があった。

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月 9日 18時30分から19時30分まで
開催場所	ソレーネ周南
対象者	市民
参加者数	5人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	交通等に関する意見があった。

### コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年 8月 3日
開催日時	平成28年 9月12日 18時30分から19時30分まで
開催場所	須々万農村環境改善センター
対象者	市民
参加者数	2人
開催の目的	立地適正化計画制度と都市機能の考え方について説明し、意見交換を行うため。
意見等	交通に関する意見があった。

### 関門・遠石地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年10月26日
開催日時	平成28年11月14日 18時30分から20時まで
開催場所	遠石公民館
対象者	関係自治会
参加者数	17人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 久米・遠石地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年11月11日
開催日時	平成28年11月29日 18時30分から20時まで
開催場所	久米公民館
対象者	関係自治会
参加者数	12人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 福川南地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年11月25日
開催日時	平成28年12月 9日 19時から20時30分まで
開催場所	福川南地区コミュニティセンター
対象者	関係自治会
参加者数	7人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 福川地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年12月7日
開催日時	平成28年12月20日 19時から20時30分まで
開催場所	新南陽ふれあいセンター
対象者	関係自治会
参加者数	17人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 都市計画審議会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市計画一般事務費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成28年12月15日
開催日時	平成28年12月22日 19時から19時30分まで
開催場所	麒麟ビバレッジ周南庭球場
対象者	市民
参加者数	0人
開催の目的	周南都市計画道路3・4・610大迫田代々木線外1線の変更
意見等	なし

### 平野地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成29年 1月10日
開催日時	平成29年 1月25日 19時から20時30分まで
開催場所	学び・交流プラザ
対象者	関係自治会
参加者数	16人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 久米・遠石地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成29年 1月10日
開催日時	平成29年 1月27日 19時から20時30分まで
開催場所	櫛浜公民館
対象者	関係自治会
参加者数	9人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

## 福川地区意見交換会

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市施設調査事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成29年 2月10日
開催日時	平成29年 2月21日 19時から20時30分まで
開催場所	新南陽ふれあいセンター
対象者	関係自治会
参加者数	14人
開催の目的	都市計画道路見直しに関する意見交換会
意見等	HPに掲載

### 周南市公共施設再配置

#### 「長穂地域モデル事業」ワークショップ

担当部署	施設マネジメント課
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業費
根拠条文	第6条第1項第5号
開催場所	長穂公民館
開催目的	老朽化した長穂支所・公民館の取扱いと、地域の方向性を話し合う
実施日時	①平成28年 4月17日 9時30分から11時30分まで ②平成28年 5月15日 9時30分から11時30分まで ③平成28年 7月31日 9時30分から11時30分まで ④平成28年 8月28日 9時30分から11時30分まで
対象者	①対象者：地域住民（参加者数：57人） ②対象者：地域住民（参加者数：52人）
参加者数	③対象者：地域住民（参加者数：50人） ④対象者：地域住民（参加者数：46人）

#### 地域づくりにかかるワークショップ

担当部署	鹿野総合支所地域政策課
事務事業名	鹿野総合支所整備検討事業費
根拠条文	第14条
開催場所	鹿野中学校
開催目的	将来的な地域づくり
実施日時	平成28年 7月11日 13時40分から15時40分まで
対象者	対象者：鹿野中学校全校生徒（参加者数：66人）
参加者数	



### 地域づくりにかかるワークショップ

担当部署	鹿野総合支所地域政策課
事務事業名	鹿野総合支所整備検討事業費
根拠条文	第14条
開催場所	徳山高等学校鹿野分校
開催目的	将来的な地域づくり
実施日時	平成28年 7月14日 12時40分から14時30分まで
対象者	対象者：全校生徒（参加者数：30人）
参加者数	

### 鹿野総合支所整備に係るワークショップ

担当部署	鹿野総合支所地域政策課
事務事業名	鹿野総合支所整備検討事業費
根拠条文	第14条
開催場所	コアプラザかの
開催目的	総合支所整備の意見集約
実施日時	①平成28年 7月24日 9時30分から11時30分まで ②平成28年 8月28日 9時30分から11時30分まで ③平成28年 9月25日 9時30分から11時30分まで
対象者	①対象者：地域住民（参加者数：24人） ②対象者：地域住民（参加者数：29人） ③対象者：地域住民（参加者数：18人）
参加者数	

## 8 審議会等実施状況

### 周南市ごみ対策推進審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	リサイクル推進課
事務事業名	ごみ対策推進事業費
開催実績	2回
委員総数	18人

一般廃棄物の処理に関する基本的事項及びごみの減量化、再資源化に関し、市長の諮問に応じ、調査・審議するために設置

### 周南市立学校給食センター運営審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	学校給食課
事務事業名	学校給食費一般事業費
開催実績	2回
委員総数	19人

給食費の額に決定に関する事、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議するために設置

### 周南市学校給食センター給食協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	学校給食課
事務事業名	学校給食費一般事業費
開催実績	19回
委員総数	49人

学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するために設置

### 周南市環境基本計画推進委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	環境政策課
事務事業名	環境基本計画推進事業費
開催実績	1回
委員総数	20人

周南市環境基本計画を推進するための総合的な調整及び進行管理を行うため設置

## 8 審議会等実施状況

### 周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 企画課

事務事業名 企画管理事務費

開催実績 3回

委員総数 9人

周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けることを目的に設置

### 周南市行政改革審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 企画課

事務事業名 行政改革関係費

開催実績 3回

委員総数 12人

行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議を行うことを目的に設置

### 久米中央土地区画整理評価委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 区画整理課

事務事業名 久米中央土地区画整理一般事務費

開催実績 1回

委員総数 5人

土地の評価の決定について審議するため

### 富田西部第一土地区画整理審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 区画整理課

事務事業名 富田西部第一土地区画整理一般事務費

開催実績 1回

委員総数 8人

換地設計、仮換地指定に関しての意見を聞くため

## 8 審議会等実施状況

### 富田西部第一土地区画整理評価委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 区画整理課

土地の評価の決定について審議するため

事務事業名 富田西部第一土地区画整理一般事務費

開催実績 1回

委員総数 5人

### 健康づくり推進協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 健康づくり推進課

市民、行政、関係団体が一体となり健康づくりの推進を図る

事務事業名 健康推進事業費

開催実績 22回

委員総数 14人

### 食育推進市民会議

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 健康づくり推進課

市民と協働し、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

事務事業名 食育推進事業費

開催実績 27回

委員総数 15人

### 建築審査会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 建築指導課

建築基準法に規定する同意等についての議決を行うとともに、諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するために設置

事務事業名 建築開発指導事業費

開催実績 3回

委員総数 5人

## 8 審議会等実施状況

### 空き家等審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	建築指導課
事務事業名	建築開発指導事業費
開催実績	1回
委員総数	4人

周南市空き家等の適正管理に関する条例により、勧告することについて意見を求めるため、個々の管理不全な状態にある空き家等の状況及び必要な措置について審議するために設置

### 周南市政治倫理審査会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	行政管理課
事務事業名	政治倫理審査会費
開催実績	2回
委員総数	7人

政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置

### 周南市情報公開・個人情報保護審査会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	行政管理課
事務事業名	情報公開事務費
開催実績	6回
委員総数	5人

公文書開示、個人情報開示に関する不服申立て事項や市の個人情報の取扱いについて調査及び審議するため設置

### 周南市高齢者保健福祉推進会議

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	高齢者支援課
事務事業名	老人福祉一般事務費
開催実績	2回
委員総数	14人

介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定

## 8 審議会等実施状況

### 周南市介護認定審査会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 高齢者支援課

公正・公平な介護認定のため設置

事務事業名 介護認定審査会費

開催実績 239回

委員総数 65人

### 周南市子ども育成支援対策審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 次世代支援課

次世代育成支援対策及び青少年健全育成の推進に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置

事務事業名 児童福祉総務費一般事務費

開催実績 2回

委員総数 12人

### 周南市住生活基本計画策定委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 住宅課

快適な住環境づくりをすすめるため、各分野からの情報提供や意見交換をすることで、問題点や課題を明確にし、住宅政策の基本となる計画を策定する。

事務事業名 住生活基本計画策定事業費

開催実績 3回

委員総数 10人

### 周南市水素利活用協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 商工振興課

市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため

事務事業名 水素利活用推進事業費

開催実績 1回

委員総数 53人

## 8 審議会等実施状況

### 周南市地域自立支援協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	障害者支援課
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業費
開催実績	2回
委員総数	15人

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するために設置

### 周南市人権教育推進協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	人権教育課
事務事業名	地域人権教育推進事業費
開催実績	2回
委員総数	22人

今後の人権教育の取組みに反映するために設置

### 周南市人権施策推進審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	人権推進課
事務事業名	人権推進事業費
開催実績	1回
委員総数	16人

人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議する

### 周南市隣保館運営委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	人権推進課
事務事業名	隣保館運営事業費
開催実績	1回
委員総数	10人

地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議する

## 8 審議会等実施状況

### 周南市男女共同参画審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 人権推進課

事務事業名 男女共同参画推進事業費

開催実績 1回

委員総数 17人

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するために設置

### 周南市文化財審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 生涯学習課

事務事業名 文化財保護一般事務費

開催実績 2回

委員総数 6人

教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うために設置

### 周南市青少年育成センター運営委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 生涯学習課

事務事業名 青少年育成センター運営事業費

開催実績 2回

委員総数 17人

周南市青少年育成センター（以下「育成センター」という。）の円滑な運営を行うため

### 周南市公民館運営審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 生涯学習課

事務事業名 公民館管理運営事業費

開催実績 4回

委員総数 12人

公民館管理運営、事業等に対する館長からの諮問事項を審議、答申し、公民館行政のあり方や方向性について助言を行うため



## 8 審議会等実施状況

### 公民館運営協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	生涯学習課
事務事業名	公民館管理運営事業費
開催実績	不定期開催
委員総数	不明

地区公民館の円滑な管理運営や公民館事業について協議し、住民の生涯学習

### 周南市文化財審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	生涯学習課
事務事業名	文化財保護一般事務費
開催実績	2回
委員総数	6人

教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うために設置

### 周南市大田原自然の家運営協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	生涯学習課
事務事業名	大田原自然の家管理運営事業費
開催実績	3回
委員総数	6人

周南市大田原自然の家の円滑な運営を図るため

### 周南市社会教育委員会議

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	生涯学習課
事務事業名	社会教育委員会費
開催実績	2回
委員総数	11人

社会教育委員の意見を市の社会教育施策に反映させるため

## 8 審議会等実施状況

### 周南市空家等審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	生活安全課
事務事業名	空家・防犯関係事業費
開催実績	2回
委員総数	6人

特定空家等の判定及び特定空家等に対する勧告、命令、代執行等について審議するために設置

### 地域福祉計画評価委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	地域福祉課
事務事業名	社会福祉総務一般事務費
開催実績	1回
委員総数	8人

地域福祉計画の評価に当たり、広く市民の意見を反映させるために設置

### 周南市地域密着型サービス運営委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	地域福祉課
事務事業名	介護保険一般事務費
開催実績	3回
委員総数	15人

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため

### 周南市地域包括支援センター運営協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	地域福祉課
事務事業名	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
開催実績	3回
委員総数	15人

介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するために設置

### 周南市立図書館協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	中央図書館
事務事業名	図書館管理運営費
開催実績	2回
委員総数	11人

図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、協議するために設置

### 徳山駅周辺デザイン会議

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	中心市街地整備課
事務事業名	徳山駅周辺整備事業費
開催実績	1回
委員総数	15人

徳山駅周辺整備事業にかかる基本計画及び景観について、総合的に検討し、円滑に推進するため

### 歩行者優先道路化検討委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	中心市街地整備課
事務事業名	中心市街地活性化事業費
開催実績	3回
委員総数	15人

徳山駅周辺中心市街地の魅力を高め、にぎわいの創出につなげるため、銀座通りを中心とした中心市街地内の道路について、歩行者が安心して通行でき、人が集える快適な道路空間のあり方を検討するため

### 周南市交通運営協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	都市政策課
事務事業名	生活交通活性化事業費
開催実績	1回
委員総数	10人

生活交通の維持確保及び活性化に関する事項に関する協議及び道路運送法の規定に基づき、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項についての協議を行うため

## 8 審議会等実施状況

### 周南市都市計画審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市計画一般事務費
開催実績	3回
委員総数	18人

都市計画法に基づく都市計画の決定・変更等に関し、諮問した案を審議決定するために設置

### 周南市景観審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	都市政策課
事務事業名	都市計画一般事務費
開催実績	1回
委員総数	6人

周南市景観条例の規定に掲げる事項に関し、審議会にて調査及び審議するために設置

### 周南市都市再生推進協議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
開催実績	3回
委員総数	15人

立地適正化計画の策定及び推進のため

### 周南市地方卸売市場運営審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署	農林課
事務事業名	地方卸売市場管理一般事務費
開催実績	1回
委員総数	15人

周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置

## 8 審議会等実施状況

### 周南市美術博物館資料収集委員会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 文化スポーツ課

事務事業名 美術博物館資料収集事業費

開催実績 1回

委員総数 6人

周南市美術博物館の資料等の収集にあたり、当該資料等の円滑かつ適正な選定・評価を行うために設置

### 周南市市民参画推進審議会

#### 設置理由(審議内容)

担当部署 地域づくり推進課

事務事業名 市民参画推進事業費

開催実績 3回

委員総数 16人

市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため

### 花☆ワインまんま市場に関するアンケート

**担当部署** 観光交流課

**事務事業名** 観光行事費

**根拠条文** 第6条第3項

**募集期間** 平成28年 4月 9日から  
平成28年 4月10日まで

**意見提出** 1002件

#### 実施目的

次回開催内容の参考にすると共に、周南市の新たなイベント構築の参考とするため

### 永源山公園つつじ祭りについてのアンケート

**担当部署** 公園花とみどり課

**事務事業名** 永源山公園イベント事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成28年 5月 3日から  
平成28年 5月 4日まで

**意見提出** 100件

#### 実施目的

次回開催内容の参考にすると共に、周南市の新たなイベント構築の参考とするため

### 周南市のまちづくりに関する市民アンケート

**担当部署** 都市政策課

**事務事業名** 集約型まちづくり推進事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成28年 7月11日から  
平成28年 7月31日まで

**意見提出** 1019件

#### 実施目的

市民の生活実態や生活様式、ニーズを把握するため

### 住生活基本計画市民アンケート調査

**担当部署** 住宅課

**事務事業名** 住生活基本計画策定事業費

**根拠条文** 第6条第1項第1号

**募集期間** 平成28年10月11日から  
平成28年10月31日まで

**意見提出** 905件

#### 実施目的

住まいづくりの方向性を定める住生活基本計画の策定を目的とする調査

### 燃料電池自動車カーシェアリング利用者 アンケート

**担当部署** 商工振興課

**事務事業名** 地域連携・低炭素水素技術実証事業

**根拠条文** その他

**募集期間** 平成28年11月 1日から  
平成29年 3月31日まで

**意見提出** 78件

#### 実施目的

利用形態や、燃費の把握、FCV や水素関連の  
意識調査のため

### 姉妹都市絵画展アンケート

**担当部署** 観光交流課

**事務事業名** 国際交流事業費

**根拠条文** 第6条第3項

**募集期間** ①平成28年 8月 1日から  
平成28年 8月22日まで  
②平成28年10月 1日から  
平成28年10月31日まで  
③平成29年 3月16日から  
平成29年 4月 9日まで

**意見提出** 48件

#### 実施目的

本事業の実施満足度及び本市の姉妹都市周知  
に関する調査のため

## 大島干潟シンポジウム

担当部署	水産課
事務事業名	給・大島漁港あさり増養殖整備事業費
根拠条文	第6条第3項
公表時期	平成28年 9月30日
開催日時	平成28年10月18日 13時30分から16時まで
開催場所	さくらホール
対象者	市民、企業等
参加者数	208人
開催の目的	多様な主体の協働による大島干潟保全を目指して
意見等	なし

## コンパクトなまちづくり講演会(山口県主催、周南市共催)

担当部署	都市政策課
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費
根拠条文	第6条第1項第1号
公表時期	平成29年 1月11日
開催日時	平成29年 2月 8日 14時00分から16時30分まで
開催場所	周南市文化会館
対象者	県民
参加者数	500人
開催の目的	県民等の意識醸成を行うため
意見等	立地適正化計画(素案)の検討の参考にした



### 学校運営協議会

担当部署	学校教育課
事務事業名	コミュニティ・スクール事業費
根拠条例	第6条第3項
実施日時	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
対象者	市民
参加者数	不明
開催目的	学校と保護者、地域住民が学校運営、教育活動に意見を出し合い反映させることで、「地域とともにある学校づくり」を進める

### まちづくり提言制度

担当部署	秘書課
事務事業名	秘書事務管理費
根拠条例	第6条第3項
実施日時	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
対象	市政について建設的な提言を持つ者
提出数	35件
開催目的	市民が、市の施策や地域課題などに対する提言を、まちづくり提言箱への投函やメール送信等の方法により、市長に提案するもの

## 11 その他の方法実施状況

### 国際交流サロン実行委員会

担当部署	観光交流課
事務事業名	国際交流事業費
根拠条例	第6条第3項
実施日時	平成28年 4月20日から 平成29年 3月15日まで
対象者	国際交流に関心がある者
参加者数	15人
開催目的	国際交流サロン及び国際交流フェスタの運営

### 成人式実行委員会

担当部署	生涯学習課
事務事業名	成人式開催事業費
根拠条例	第6条第3項
実施日時	平成28年 8月から 平成29年 2月まで
対象	概ね30歳までの市民等
参加者数	不明
開催目的	成人式を企画し、運営をするため、実行委員会形式で実施

### 市長と話そう。「共に。カフェ」

**担当部署** 秘書課

**事務事業名** 秘書事務管理費

**根拠条例** 第6条第3項

**実施日** ①平成28年 7月26日

②平成28年11月 2日

③平成28年11月21日

④平成28年12月10日

⑤平成29年 2月13日

**対象者** ①徳山商工高等学校デジタルクリエイト部 (15人)

**参加者数** ②子育て支援ネットワーク「ぴりりクラブ」及び母子保健推進員 (8人)

③桜ヶ丘高校普通科アーティストコース (10人)

④徳山大学「周南まちづくりコンテスト2016」受賞者 (4人)

⑤福川中学校生徒会 (6人)

**開催目的** 市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することにより、市政をより身近に感じてもらうとともに、市民のアイデアや提案を共有する取組み

### 人材育成に関する取組み

周南市市民参画条例第17条では、市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めると定めています。本市では、適正な市民参画の推進を目指し、職員の人材育成に、取り組んでいます。

### 市民参画実施責任者を対象とした研修

本市では、条例制定当初より、市の各課所室に市民参画実施責任者を定め、職員が施策を考え、進めるに当たり、市民参画における場づくりの必要性と意義を考える機会として毎年度、研修を実施しています。平成28年度は、主に市民参画事業実施責任者を対象に地方分権化社会における市民参画・市民参加の目的と役割、市民参画の手法のあり方に関する研修を開催し、62課から79名の職員が受講しました。

#### 【市民参画推進のための職員研修】

期日：平成28年11月11日

講師：櫻井 常矢 氏(高崎経済大学地域政策学部教授)



### 市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成を目的とした研修人材育成に関する取組み

市民参画の方法の一つであり、様々なまちづくりの場面での合意形成に有効であるワークショップを普及していくためには、参加者から様々な意見を引き出し、円滑に会議を進めるファシリテーターが必要不可欠です。

このため、本市では、平成26年度より継続してファシリテーターのスキルを有する職員の育成を目的とした研修を実施しています。

平成28年度は研修会を3回実施し、延べ32名の職員が受講しました。

#### 【市民参画推進のための職員研修】

期日：①平成29年 1月20日

②平成29年 2月 3日

③平成29年 2月14日

講師：志賀 誠治 氏(人間科学研究所代表)



## 周南市市民参画条例(平成18年12月22日 周南市条例第67号)

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市民参画の実施等（第6条—第14条）
- 第3章 市民参画の推進（第15条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条—第20条）

### 附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のところをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

#### （定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃
- (5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 法令の規定により市民参画を実施するもの
- (4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (5) 市の機関の内部事務処理に関するもの
- (6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。

4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

（市民参画の方法）

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

- (1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法）
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民

の意見等を聴取し、又は討議する方法)

(3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）

(4) 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

（市民参画の実施）

第 8 条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

(1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。

(2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。

(3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

（提出された意見等の検討）

第 9 条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

（公表の方法）

第 10 条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2 以上の方法で行うこととします。

(1) 市広報紙への掲載

(2) 市ホームページへの掲載



- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法  
（パブリック・コメントの実施）

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
  - (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 書面持参
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。  
（市民説明会、ワークショップ等の実施の公表）

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

第 13 条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。

3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第 22 条の規定により公開します。

(意向の把握)

第 14 条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

### 第 3 章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

第 15 条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第 6 条第 5 項の規定による報告に関する事項

(2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項

(3) この条例の運用状況に関する事項

(4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

(5) この条例の見直しに関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織します。

(1) 市長が行う公募に応じた者

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第 2 項第 2 号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

（市民参画の方法の普及等）

第 17 条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第 4 章 雑則

（意思決定過程の特例）

第 18 条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

（条例の見直し）

第 19 条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であつて、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第 6 条から第 13 条までの規定は適用しません。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 31 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 43 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

周南市市民参画条例施行規則(平成18年12月25日 周南市条例第76号)

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等)を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するもの

とする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項）

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項）

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項  
（市民参画の実施状況の報告）

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

（周南市市民参画推進審議会の組織及び運営）

第 10 条 条例第 15 条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に  
会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進審議会の会議）

第 11 条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（推進審議会の庶務）

第 12 条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

（推進審議会の運営）

第 13 条 前 3 条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

（その他）

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

緊急処理理由書

提出日 年 月 日

担当課名（ ）

1 市民参画を実施しなかった施策の名称
2 市民参画を実施しなかった施策の内容
3 市民参画を実施しなかった理由

# 共に。周南市

平成28年度

## 市民参画実施状況年次報告書

平成29年11月発行

周南市地域振興部地域づくり推進課

〒745-0045 周南市徳山港町1-1

TEL : 0834-22-8412 FAX : 0834-22-8428

E-mail : kyodo@city.shunan.lg.jp

※本年次報告は市内各公共施設や、市ホームページで公開しています。